

## 一般社団法人西条市SDGs推進協議会監事監査規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、一般社団法人西条市SDGs推進協議会定款第41条の規定に基づき、一般社団法人西条市SDGs推進協議会（以下「協議会」という。）の監事の監査を執行するために必要な事項を定めるものとする。

(監事の基本的姿勢)

第2条 監事は、定款第13条第1項に規定する理事及び定款第34条第2項に規定する部会長（以下、「理事等」という。）とその職責を異にする独立した機関であることを自覚し、公正不偏の立場で監査を行うことにより、協議会の目的、事業が適切に遂行できるよう努めなければならない。

(業務並びに財産の監査)

第3条 監事は、その職務の遂行のため、いつでも、理事等及び関係部門に対して事業の報告を求め、又は協議会の業務並びに財産及び会計の状況を監査することができる。

2 前項の監査は、監事間の協議により行う。

(理事等の協力)

第4条 監事が、前条第1項の職務を遂行する場合は、理事等はこれに協力しなければならない。

(事業報告及び決算等の監査)

第5条 監事は、前々条に規定する監査のほか、各事業年度に係る事業報告及び決算について監査を行う。

(監査方法)

第6条 監事は、監査事項について、調査・閲覧・報告の聴取等により監査を行う。

(理事会等への出席)

第7条 監事は、理事会及び総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事会に対する報告義務等)

第8条 監事は、監査の結果、次の各号に該当する事実があると認めるときは、速やかにその旨を文書で理事会に報告しなければならない。

- (1) 理事等が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあるとき
- (2) 法令若しくは定款に違反する事実があるとき
- (3) 著しく不当な事実があるとき

2 監事は、前項各号の事実について理事会が是正等の措置を講じているかの報告を、会長から受けることができる。

(理事会の招集請求)

第9条 監事は、前条第1項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。

(差止請求)

第10条 監事は、次の各号に該当する行為によって協議会に著しい損害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該理事等に対し、その行為の差止めを請求することができる。

(1) 理事等が協議会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をしたとき

(2) 理事等が前号の行為をするおそれがあるとき

(理事会及び総会に対する報告義務)

第11条 監事は、理事会及び総会に提出される議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反する事項又は著しく不当な事項若しくは不正の行為があると認めるときは、その調査結果とその扱いを理事会に報告しなければならない。

2 前項の報告にあたっては、次の各号の報告を行うものとする。

(1) 第8条第1項の報告について、理事会が是正等を要すると認めたときの是正等の措置

(2) 第10条に規定する差止請求

(3) 第16条第1項で規定する是正又は改善の措置

(4) その他監事が必要と認める事項

(理事会における説明義務)

第12条 監事は、理事会において会長から特定の事項について説明を求められた場合には、議長の議事運営に従い必要な説明をしなければならない。

(監事の選任等についての意見陳述)

第13条 監事は、理事会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

(監査報告)

第14条 監事は、定款第37条各号に規定する書類の監査を行ったときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告書を作成しなければならない。監事間において異なる意見がある場合には、その監事の意見を記載するものとする。

(1) 監査の方法及びその内容

(2) 定款第37条各号に規定する書類が、法令又は定款に従い、協議会の状況を正しく示しているかどうかについての意見

(3) 理事等の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

(4) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

2 前項の監査報告書には、作成年月日を記載し、監事はこれに記名押印又は署名をするものとする。

3 監事は、前項の監査報告書を会長に提出する。

(監査報告後の再監査)

第15条 監事が第14条に係る監査報告書に是正又は改善を要する事項を報告している場合、理事会は、必要と認めるときには、速やかに是正又は改善の措置を講じなければならない。

2 前項の是正又は改善措置を講じることに伴い、会長が所要の修正を行ったときは、改めて、監事は監査を行わなければならない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、監事監査に関し必要な事項は、監事全員の合意

により行い、理事会に報告する。

2 この規則の改正は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

#### 附 則

1 この規則は、令和5年2月1日から施行する。